

議第46号 呉市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめにより学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」といいます。）の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等のいじめを原因とする事態（以下「重大事態」といいます。）に係る事実関係を明確にするための調査をするため、呉市教育委員会の附属機関として、呉市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）を設置しています。

調査委員会において、重大事態以外の児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態について、事実関係を明確にするための調査を行うことができるようにするとともに、その他所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

- (1) 調査委員会の調査対象となる事態に、重大事態以外の学校管理下における様々な事故や自殺が疑われる死亡事故など、市が設置する小学校、中学校等に在籍する児童等について発生した生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態を追加します。また、これに合わせて条例の題名を改めます。
- (2) 調査委員会は、5人以内の委員をもって組織することとしていますが、特別な事項を調査させるため必要があるときは、調査委員会に臨時委員を置き、調査に加わることができることとします。

3 施行期日

公布の日